

## 令和2年度介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業Q & A

※ この補助金は、東京都が定める令和2年度介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業補助金交付要綱（令和2年6月25日付福保高計第192号）に基づき実施する事業となります。Q & Aの内容は、東京都における補助事業の取扱いに準じて、変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 補助事業の概要

#### Q1 補助対象となる事業はどのようなものか。

A1 介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、下記の事業が補助の対象となります。

##### ① 簡易陰圧装置設置経費支援

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に簡易陰圧装置を設置又は簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業

##### ② 換気設備設置経費支援

風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置等を行う事業

#### Q2 補助対象施設の要件はあるか。

A2 江戸川区の補助対象施設は、江戸川区に所在する下記に掲げる施設等のうち、定員29人以下の地域密着型施設等になります。

- a 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所（併設される短期入所生活介護事業所については、定員規模を問わない）
- b 介護老人保健施設（併設される短期入所療養介護事業所を含む）
- c 介護医療院（併設される短期入所療養介護事業所を含む）
- d 介護療養型医療施設
- e 軽費老人ホーム（ケアハウス・都市型軽費老人ホーム）
- f 有料老人ホーム
- g サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る）
- h 短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームに併設されるものを除く）
- i 短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設、介護医療院に併設されるものを除く）
- j 認知症高齢者グループホーム
- k 小規模多機能型居宅介護事業所
- l 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- m 生活支援ハウス

**Q 3 定員30人以上の施設は、補助を受けられないのか。**

A 3 定員が30人以上の広域型施設等は東京都からの直接補助の対象となります。詳しくは、東京都福祉保健局ホームページ (<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kikin/inatsu.html>) をご確認ください。

**Q 4 開設準備中の施設等は、補助対象となるか。**

A 4 当該補助事業は、現に利用者への処遇を行っている施設等を対象としており、開設前の施設等は、対象外となります。

なお、開設後であっても、開設日より前に締結した契約等に基づく事業は対象外になります。

**Q 5 同一施設において、「簡易陰圧装置の設置」と「換気設備の設置」の両方を行うことは可能か。**

A 5 それぞれの設置要件を満たし、かつ設置する場所が異なる場合は、同一施設において、「簡易陰圧装置の設置」と「換気設備の設置」の両方の補助申請を行うことができます。

**Q 6 補助事業を実施する期間に要件はあるか。**

A 6 令和2年4月30日以降に契約を締結し、履行期限が令和2年4月30日から令和3年3月31日までのものを補助対象とします。

契約日又は業務開始日のいずれかが令和2年4月29日以前のもの、履行期限が令和3年4月1日以降の場合は補助対象となりません。

また、今年度の補助対象として交付決定を受けた経費であっても、令和3年3月31日までに事業が完了しなかったものは、補助金を受けることはできません。

**Q 7 この補助事業を活用して、簡易陰圧装置や換気設備を設置した場合、感染疑いのある者を受け入れることを求められるのか。**

A 7 この補助事業は、重症化しやすい高齢者が多い施設等の中で、新型コロナウイルス等の感染症への感染が疑われる者が発生した場合に備え、感染拡大のリスクを低減するための環境整備を支援するためのものです。

感染疑いのある地域の方を受け入れることは、補助の要件ではありません。

## 2 簡易陰圧装置設置経費支援について

**Q 8 簡易陰圧装置の設置場所の要件はあるか。**

A 8 居室(※)、静養室又は医務室(以下「居室・静養室」という。)に設置した場合に限り、補助対象となります。

※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊室。

**Q 9 「簡易陰圧装置の設置」の補助額はどのくらいか。**

A 9 4,320,000 円に簡易陰圧装置の設置台数（居室・静養室に設置したものに限る。）を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します（補助率 10/10、千円未満切捨）。

**Q 10 「簡易陰圧装置の設置」の補助対象経費はどのようなものか。**

A 10 簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費（備品購入費は含まれない。）の 2.6%に相当する額が限度となります。

なお、当該費用に係る消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、速やかに江戸川区）に報告してください。

**Q 11 補助対象となる簡易陰圧装置に係る基準はあるか。**

A 11 特に基準は設けていませんが、居室・静養室を陰圧状態にできる適切な装置を設置してください。なお、室内全体を対象としない陰圧ブースや陰圧テント等の設置に要する経費も対象となります。

**Q 12 補助対象となる簡易陰圧装置の台数に制限はあるか。**

A 12 居室・静養室 1 室あたり 1 台（※）、かつ、介護施設等の定員を上限とします。

※「高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業」等を活用して個室化（壁面・扉等で他の区画と隔離できるものに限る。）した多床室や、室内全体を対象としない簡易陰圧装置を設置する場合は、一床あたり 1 台とすることができます。

**Q 13 簡易陰圧装置をリースする場合であっても補助対象となるか？**

A 13 リース契約の場合は、補助対象外となります。

### 3 換気設備設置経費支援について

**Q 14 補助対象となる換気設備の設置の要件はあるか。**

A 14 適切な換気を行うことができない居室（※）に設置した場合に限り、補助対象となります。居室以外に設置した換気設備については、補助対象外となります。

※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊室

Q15 「換気設備の設置」に係る補助額はどのくらいか。

A15 換気設備の設置に係る対象面積に、1㎡あたり4,000円を乗じて算出した額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率10/10。千円未満切捨)。

<補助対象面積の算出方法>

対象面積＝施設の総面積(延べ床面積)×換気設備を設置した居室の定員数／施設定員数

※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合

対象面積＝施設の総面積(延べ床面積)×換気設備を設置した宿泊室の定員数／通所・宿泊定員の合計数

Q16 「換気設備の設置」の補助対象経費はどのようなものか。

A16 換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費(備品購入費は含まない。)の2.6%に相当する額が限度となります。

なお、当該費用に係る消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、速やかに江戸川区)に報告してください。

Q17 換気機能付きのエアコンの設置は補助対象となるか。

A17 補助の対象となりません。

#### 4 補助金交付に係る手続きについて

※ [こちらに記載の手続きは、江戸川区から補助金を交付する地域密着型施設等\(Q2参照\)が対象となります。定員30人以上の介護施設等の取扱いについては、東京都福祉保健局ホームページ\(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kikin/inatsu.html\)をご確認ください。](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kikin/inatsu.html)

Q18 同一法人が運営する複数の施設で設置する場合、施設ごとに申請しなければならないか。

A18 江戸川区に所在する複数の施設等をまとめて申請することができます。ただし、施設ごとに事業計画書等を作成していただく必要があります。

なお、複数施設の契約を法人で一括して行い、施設ごとの費用の算出が困難な経費(工事事務費等)がある場合は、合理的な理由で按分するとともに、その内容が確認できる資料を添付してください。

Q19 補助金を複数回申請することは可能か？

A19 補助金の交付申請は、**1施設につき1回**に限ります。

Q20 契約の手続き等について要件はあるか。

A20 一般競争入札に付するなど、原則として、東京都が行う契約手続きの取扱いに準じる必要があります。

＜東京都の基準＞

- ・原則として一般競争入札。以下の場合には競争入札によらず、相手方を複数選んで、見積り合わせをすることで契約締結すること可能
- ・工事又は製造の請負価格が250万円を超えないもの
- ・財産の買入価格が160万円を超えないもの

なお、緊急やむを得ない事由により、上記によりがたい場合は、各法人の定めるところにより意思決定を行うとともに、当該事由及び経緯等の記録を保管してください。補助事業の実施状況の確認のため、提出をお願いする場合があります。

**Q21 領収書を徴収する必要はあるか。**

A21 支払の事実を確認できる領収書は必ず徴収し、保管してください。ただし、口座振込等により支払う場合は、請求書及び振込の事実が確認できる書類に変えることができます。

**Q22 現地調査は行われるか。**

A22 実績報告書提出後、必要に応じて現地調査を実施いたします。現地調査の結果、交付決定の内容に反する実態が確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。

## 5 その他

**Q23 事業年度終了後、導入した装置を処分したり、更新したりする場合に必要な手続きはあるか。**

A23 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、江戸川区の承認を受けることなく、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することはできません。

**Q24 来年度も引き続き事業実施されるか？**

A24 当該事業については、新型コロナウイルス感染症対策として実施する事業であるため、来年度以降の実施については未定です。

※ここに示したものは、主な注意事項です。不明な点は担当までご連絡ください。

**【担当】**

〒132-0033 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所 2階3番窓口

江戸川区福祉部福祉推進課計画係 電話 03-5662-1275